

花のあるまちづくり活動に補助金を交付

公園や緑地、道路など公共の場所において、花植え、緑化活動を自主的に行う団体に対して補助金を交付します。

▼対象となる団体・活動

- ・次の全ての要件を満たす団体
- ・2名以上で構成され、市内在住の方が半数以上
- ・市内で年間12回以上の活動を実施

▼対象となる経費

- 活動の実施に直接係る経費
- (例) 消耗品費、燃料費、物品購入費 など
- ▼対象とならない経費
- 団体の管理に係る経費
- (例) 人件費、家賃、光熱水費、交通費 など

▼補助金額

対象となる経費に相当する額
(1団体あたり上限5万円)

▼受付期間

5月6日(木)～6月30日(水)

▼応募方法

市役所2階都市政策課、市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、持参してください。

▼申請 (市) 都市政策課 公園緑地係



▲ホームページはこちら



コンビニ交付サービスを停止します

メンテナンス作業のため、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付サービスを一時的に停止します。

▼運用停止期間

5月6日(木)午前6時30分まで

▼提供再開日時

5月6日(木)午前6時30分

▼(市) 市民課 市民係

(市) 税務課 管理係

子育て支援団体の活動に補助金を交付

子育てが楽しくなるまちづくりを推進するため、児童とその保護者を対象とした事業に対して、活動の際に必要な経費の一部を助成します。

▼対象団体

- 次の全ての要件を満たす団体
- ・市を拠点として活動し、継続した子育て支援活動を実施する
- ・2名以上で構成され、市内在住の方が半数以上
- ・子育て支援に係る分野で、団体の会員以外の市民も含めた支援活動を行う
- ・政治的および宗教的活動、営利活動を目的としないなど

▼対象となる事業

- 市から他の助成金を受けていない次のいずれかの事業
- ・子育て中の親子の交流の場の提供および支援
- ・子育て支援に関する講習など
- ▼対象となる経費
- 事業(活動)の実施に直接係る経費(例) 講師料、消耗品費、郵便代、備品購入費など

▼対象とならない経費

団体の管理にかかる経費
(例) 家賃、光熱水費、人件費、飲食費 など

▼助成額

支援の対象となる経費の総額
(1事業につき上限10万円)

▼受付開始日

5月6日(木)

▼応募方法

教育センター2階子育て支援課、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、持参してください。

▼申請

(市) 子育て支援課 子育て応援係



▲ホームページはこちら



保存年数を経過した除附票が交付可能に

デジタル手続法の施行により、住民基本台帳法の一部が改正され、除附票(住民票の除票※1および戸籍の附票の除票※2)の保存年数が、これまでの5年から150年に延長されました。この改正により、4月1日から次の除附票の交付ができるようになります。

※1 転出や死亡などにより、市の住民基本台帳から除かれた住民票

※2 本籍を市外に移したり、死亡などにより戸籍に誰も残っていない状態になった附票

▼交付できるようになった除附票

・削除・改製してから5年を超えて保存している住民票除票で、平成24年2月20日以降のもの

・戸籍の電算化を行ったことにより消除された附票(平成改製原戸籍の附票)で平成17年6月4日以降のもの

▼(市) 市民課 市民係・戸籍係



市民活動団体に立ち上げ支援型支援金を交付

公益的な社会貢献に係る分野において今年度12回以上の自主的な活動をする団体の立ち上げに対して、支援金を交付します。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に関する特例を設けています。

▼対象団体

- ① 次の①～③の全てに該当し、かつ、④～⑥のいずれかに該当する団体
- ② 5名以上で構成され、市内在住の方が半数以上
- ③ 市内に住所があり、市内で活動をする
- ④ 支援金以外の収入がある
- ⑤ 設立2年未満(4月1日時点)で今まで同支援金を受けていない
- ⑥ 立ち上げ支援型支援金を2回まで受けたことがある

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛により、令和2年度の活動がでぎず1回目の申請を逸した場合

▼支援金の上限

1回目：10万円
2回目、3回目：5万円

▼対象となる経費

活動実施に直接係る経費
(例) 印刷代、活動資料の購入費、郵便代、備品購入費など

▼対象とならない経費

団体の管理にかかる経費
(例) 家賃、光熱水費、人件費など

▼受付期限

5月6日(木)～6月30日(水)

▼審査方法

書類およびプレゼンテーション(活動内容の説明および質疑の応答)

▼応募方法

市役所2階市民協働課、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、持参してください。

▼申請 (市) 市民協働課 市民交流係



▲ホームページはこちら



[広告]

土地・建物・リフォーム・賃貸物件など、お気軽にご相談ください!

SHINWA HOUSING

株式会社シンワハウジング

宅地建物取引士 賃貸不動産経営管理士(2)015345
建設業許可 県知事許可(般-30)第353795号 宅建免許 県知事(11)第350093号

〒673-0402 三木市加佐284番地の4 TEL.60-3564 FAX.60-3566